

綾瀬市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づく一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否の判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額（一時扶助に係るものを除く。）をいう。
- (3) 一部負担金所要額 被保険者が負担する一部負担金の見込額で、当該被保険者の療養を担当する医師が認定した額をいう。

(減額及び免除)

第3条 世帯に属する者がいずれかに該当したことにより、著しくその生活が困難となり、当該世帯の実収月額が基準生活費に1.155を乗じた額以下である場合には、一部負担金を免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、心身に障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休止又は廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項のいずれかに該当し、当該世帯の実収月額が基準生活費に1.155を乗じた額を超え、かつ、基準生活費に1.36を乗じた額以下である場合には、一部負担金を減額することができる。

3 前項の規定による一部負担金の減額は、次項の規定により算定した一部負担金減額割合に、次の表の左欄に掲げる一部負担金算定減額割合に応じ、それぞれ同表

の右欄に掲げる減額率を乗じて得た額とする。

一部負担金算定減額割合	減額率
40パーセント以下のとき。	20パーセント
40パーセントを超え60パーセント以下のとき。	60パーセント
60パーセントを超え80パーセント以下のとき。	60パーセント
80パーセントを超えるとき。	80パーセント

- 4 一部負担金算定減額割合は、次の算式により算定するものとする。この場合において、医療費充当額が一部負担金所要額と同額又はそれ以上の額である場合には、減額を行わないものとする。

$$\text{実収月額} - \text{基準生活費} \times 1155 \div 1000 = \text{医療費充当額}$$

$$\text{一部負担金所要額} - \text{医療費充当額} = \text{一部負担金要減額金額}$$

$$\text{一部負担金要減額金額} \div \text{一部負担金所要額} \times 100 = \text{一部負担金算定減額割合}$$

(徴収猶予)

第4条 前条に規定する一部負担金の減免の対象となる世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、一部負担金の徴収を猶予するものとする。

- (1) 徴収猶予すべき期間内に収入が生ずることが確実であるが、現在一部負担金の支払いが困難な場合
- (2) 傷病が治癒又は軽快に至れば資力が回復し、一部負担金の徴収が可能な場合
- (3) 認知症等による判断能力の低下、家族等の擁護者による虐待等により本人の手元で資力を直ちに活用できず、後見人の選任等により資力の活用が可能となれば、当該一部負担金の徴収が可能な場合

(申請)

第5条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予の措置を受けようとする場合において、急患その他緊急やむを得ないと認められる理由によりあらかじめ申請ができなかった場合は、この限りでない。

- (1) 療養を担当する医師の意見書（第2号様式）
- (2) 世帯に属する者の同意書（第3号様式）

- (3) 収入申告書（第4号様式）
- (4) 資産申告書（第5号様式）
- (5) 家賃・間代・地代証明書（第6号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（減免等の期間）

第6条 減免等の期間は、暦月を単位とし、減免等の開始日が月の途中であっても当該月を1月と算定し減免等の最終日は当該最終月の末日とする。

- 2 一部負担金の減額又は免除の期間は、申請月を含めて12月につき3月以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同一事由により当該期間を超えて減額又は免除を行う必要があると市長が認める場合は、当該世帯主の申請に基づきさらに3月以内の期間を限度として延長することができる。
- 4 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請に係る被保険者の当該傷病の療養に要する3月以内の一部負担金について、6月（急患等として保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）を受診した被保険者については、1年）以内の期間を限って行うものとする。

（承認等）

第7条 市長は、第5条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認（不承認）決定通知書（第7号様式）により、その旨を当該申請者に通知するとともに、減免等の措置の決定を受けた者に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（第8号様式）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により一部負担金の減免等の措置の決定を受けた者が、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（減免等の取消し等）

第8条 市長は、一部負担金の減免等の措置の決定を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該措置を取り消し、又は変更するものとする。

- (1) 資力の回復その他事情が変化したため、減免等の措置を行うことが不適當であると認められるとき又は変更する必要があると認められるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正な行為により減免等の措置を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免等の措置の決定を取り消し、又は変更したときは、その旨を当該減免等の措置を取り消された者及び保険医療機関等にその旨を通知するとともに、当該減免等の措置の決定の取り消し、又は変更のあった一部負担金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年10月3日から施行する。ただし、第7条第2項、第1号様式、第7号様式及び第8号様式の改正規定は同年12月2日から施行する。

2 この要綱による改正後の第6条第4項の規定は、令和6年7月4日以後に保険医療機関等を受診した被保険者について適用する。

(経過措置)

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書

年 月 日					
綾瀬市長					
申請者 住 所 (世帯主) 氏 名 印 電話番号					
次のとおり別添書類を添えて申請します。					
療養の給付を受けようとする被保険者	被保険者記号番号 53 -	氏 名		※申請理由を証する書類を添付してください。 (例) り災証明書 離職証明書 倒産証明書等	
	世帯主との続柄	生年月日 年 月 日			
	発病又は負傷年月日 年 月 日	傷病名			
減免等を受けようとする理由（詳しく記入）					
世帯の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	被保険者資格	職業（勤務先名）
		世帯主	年 月 日	有 ・ 無	
			年 月 日	有 ・ 無	
			年 月 日	有 ・ 無	
			年 月 日	有 ・ 無	
			年 月 日	有 ・ 無	

第3号様式（第5条関係）

同 意 書

綾瀬市国民健康保険一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の措置の決定又は実施のために必要があるときは、私の資産及び収入につき、貴市が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴市の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

同意する調査内容
預貯金調査、生命保険調査、課税調査、雇用先調査、年金・給付等調査、
その他（ ）

(提出先)綾瀬市長

年 月 日

住 所

氏 名

印

この同意書は、原本の写しに相違ないことを証明します。

年 月 日

綾瀬市長

印

第4号様式（第5条関係）

（表）
収入申告書

年 月 日

綾瀬市長

世帯主 住 所
氏 名

印

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入（有・無）

働いている者の氏名	仕事の内容、勤務先名等	区 分	当月（ ）月分 （見込）	当月前3箇月分		
				（ ）月分	（ ）月分	（ ）月分
		収 入				
		必要経費（1）				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費（2）				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費（3）				
		就 労 日 数				
必要経費 の主な内容	(1)					
	(2)					
	(3)					

(裏)

2 年金、恩給等による収入 (有・無)

<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 恩給 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童手当 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 傷病手当金 <input type="checkbox"/> その他 ()	収入の種類	当月()月分 (見込)	当月前3箇月分		
			()月分	()月分	()月分
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

該当する口にレ点を付けてください。

(注) 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

3 その他の収入 (有・無)

収入の種類	内容	当月()月分 (見込)	当月前3箇月分		
			()月分	()月分	()月分
生命保険等の給付金					
財産収入(土地、 家屋の賃貸料等)					
仕送りによる収入					
その他					

(記入上の注意)

- (1) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等の収入の種類ごとに記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」の「必要経費」の欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (3) 1～3の収入は、その該当の有無について○で囲んでください。なお、有を○で囲んだ収入については、各記載欄に記入してください。
- (4) 記載欄に記載しきれない場合には、余白に記入するか、別紙に記入してください。
- (5) それぞれの収入ごとに、その収入を証明する書類(例：勤務先の給与証明書、各種保険支払通知書等)を添付してください。
- (6) 偽りその他不正の行為によって一部負担金の減免等を受けた場合には、受給した給付の価額の全部又は一部を徴収することがあります。

第5号様式（第5条関係）

(表)

資 産 申 告 書

年 月 日

綾瀬市長

世帯主 住 所

氏 名

印

年 月 日現在の、私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

家 屋	有・無	延床面積 (㎡)	所 在 地		所有者の氏名
土 地	有・無	面積 (㎡)	所 在 地		所有者の氏名
自 動 車 自動二輪	有・無	車種 (車名)	排気量 (CC)	年式・車検の期限	所 有 者
現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 名 義 人	貯金残高 (円)
生命保険 その他の 保険	有・無	契 約 先	契約者の氏名	契約内容(月額保険料、解約返戻額等)	

(裏)

有価証券	有・無	種 類	額面金額の総額	概算評価額
		(株券にあつては、銘柄)	(株券にあつては、株数)	(円)
金 属 その他の高 価なもの	有・無	種 類	概算評価額(円)	
負債 (借金等)	有・無	金額 (円)	借 入 先	

注 1 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定又は実施のために必要があるときは、国民健康保険法第113条の2の規定に基づき関係先へ調査することがあります。

2 不実の申告をして、不正に一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を受けた場合、国民健康保険法第65条第1項の規定に基づき、それまでに受給した給付の価額の全部又は一部を徴収されることがあります。

第6号様式（第5条関係）

家賃・間代・地代証明書

家主又は地主 住 所
氏 名 印

年 月 日

又貸しの場合 住 所
は、正式な家
主又は地主 氏 名 印

次のとおり証明する。

借りている被保険者の住所及び氏名 住 所 氏 名
物件の所在 綾瀬市
<input type="checkbox"/> 家 賃 <input type="checkbox"/> 間 代 月 額 ・ 年 額 円 <input type="checkbox"/> 地 代 ただし、共益料を除く。
参考事項
※ この証明書は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書の添付書類として世帯主が綾瀬市長あてに提出するものです。 ※ 家賃、地代通帳、賃貸借契約書等により家賃・間代・地代で現在の状況が確認できる場合は、貸主の証明を省略し、本証明書を提出できる場合があります。

年 月 日

綾瀬市長

世帯主 住 所
氏 名 印

年 月 日

様

綾瀬市長

印

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険一部負担金の減免等について、次のとおり決定したので通知します。

1 療養の給付を受ける被保険者

(1) 被保険者記号番号 53-

(2) 氏 名

(3) 生年月日 年 月 日

(4) 発病又は負傷年月日及び傷病名

2 決定内容

3 減免等の内容

4 減免等の措置を行う期間

5 理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、綾瀬市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記2の決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第8号様式（第7条関係）

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書		
療養の給付を受ける被保険者	被保険者記号番号 53-	
	氏名	生年月日 年 月 日
	世帯主の氏名	世帯主との続柄
	住 所	
	発病又は負傷年月日 年 月 日	傷病名
決定内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減 免 （ 割） ＊減額後の一部負担金 = 一部負担金 - (一部負担金×減額割合) <input type="checkbox"/> 徴収猶予	
減免等の措置を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	
上記のとおり証明する。 年 月 日 (保険医療機関名) 様 <div style="text-align: right;">綾瀬市長</div>		

(注意事項)

- 被保険者の方へ
 - 1 療養の給付を受ける際、この証明書を予め保険医療機関等に提出してください。
 - 2 入院時の食事療養費の自己負担額は、減額、免除又は徴収猶予の対象となりません。
- 保険医療機関等の方へ
 - 1 院外処方の場合は、処方箋にこの証明書の写しを添付してください。
 診療（調剤）報酬明細書を提出する際に、請求明細書に世帯主その他の別、徴収猶予、減額又は免除の月日、保険記号番号、減額割合、徴収猶予、減額、免除の別等を診療（調剤）報酬明細書の一部負担金の欄に記入し、本証明書の写しを添付してください。